

子ども・子育て新システム検討会議体制図

少子化社会対策会議

行政刷新会議

「子ども・子育て新システム検討会議」

【共同議長】 玄葉 光一郎 国家戦略担当大臣
岡崎 トミ子 内閣府特命担当大臣（少子化対策）
蓮 舫 内閣府特命担当大臣（行政刷新）

【構成員】 片山 善博 総務大臣
野田 佳彦 財務大臣
高木 義明 文部科学大臣
細川 律夫 厚生労働大臣
大畠 章宏 経済産業大臣
古川 元久 内閣官房副長官（衆・政務）

「作業グループ」

【主 査】 末松 義規 内閣府副大臣（少子化対策）

【構成員】 逢坂 誠二 総務大臣政務官
吉田 泉 財務大臣政務官
林 久美子 文部科学大臣政務官
小宮山洋子 厚生労働副大臣
田嶋 要 経済産業大臣政務官
阿久津幸彦 内閣府大臣政務官（国家戦略担当）

「子ども・子育て新システム検討会議事務局」

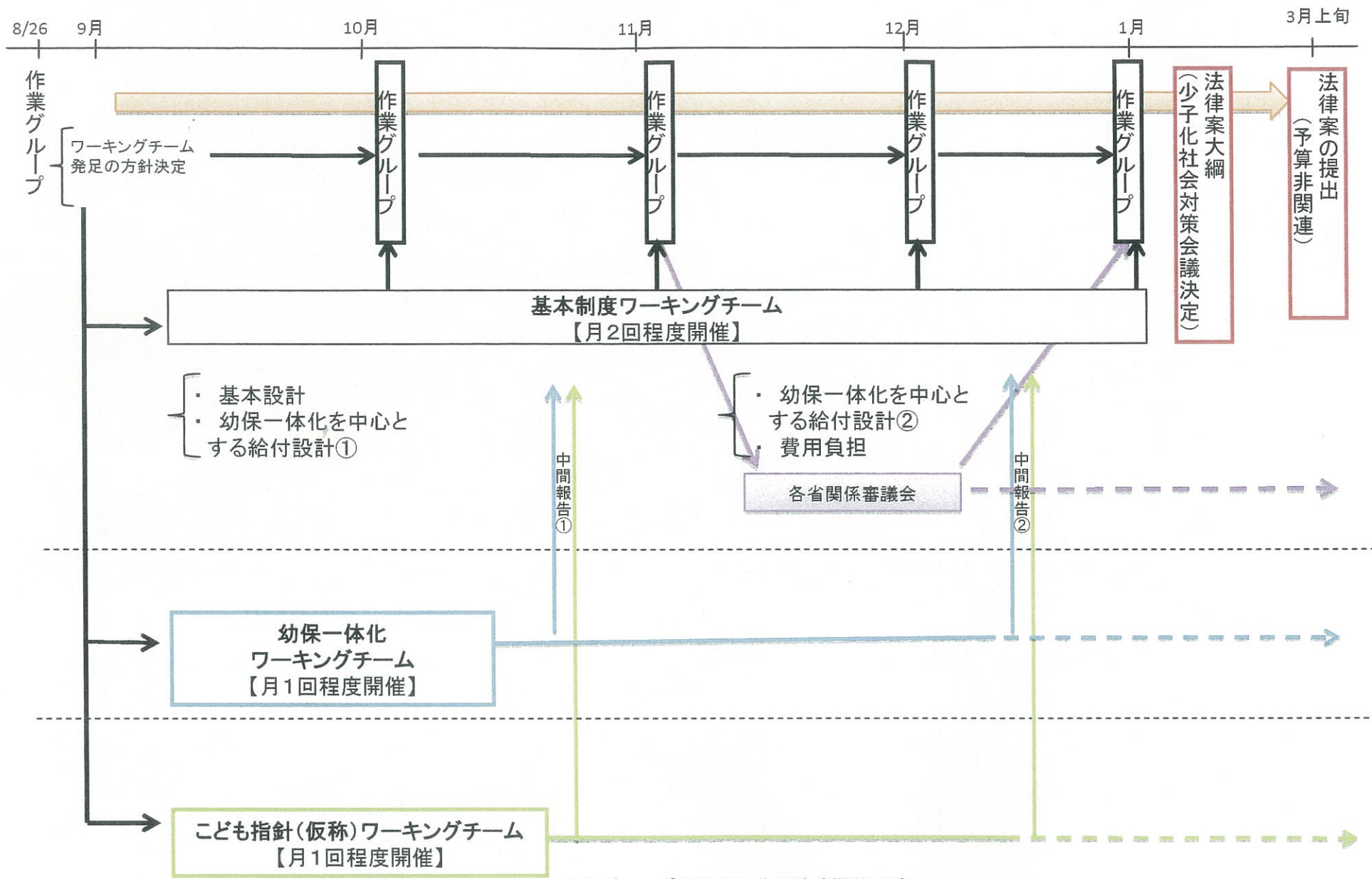
【事務局長】
内閣府副大臣（少子化対策）
【事務局長代理】
関係府省の局長クラスから事務局長が指名
【事務局次長】
関係府省の審議官クラスから事務局長が指名
【事務局員】
関係府省の職員から事務局長が指名

基本制度ワーキングチーム

幼保一体化ワーキングチーム

こども指針（仮称）ワーキングチーム

子ども・子育て新システム・今後のスケジュール



※ 作業グループは状況に応じ随時開催予定

子ども・子育て新システムの基本制度案要綱

平成22年6月29日

少子化社会対策会議決定

【目的】 子ども・子育て新システムでは、以下のような社会を実現

- ◆ すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会
- ◆ 出産・子育て・就労の希望がかなう社会
- ◆ 仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会
- ◆ 新しい雇用の創出と、女性の就業促進で活力ある社会

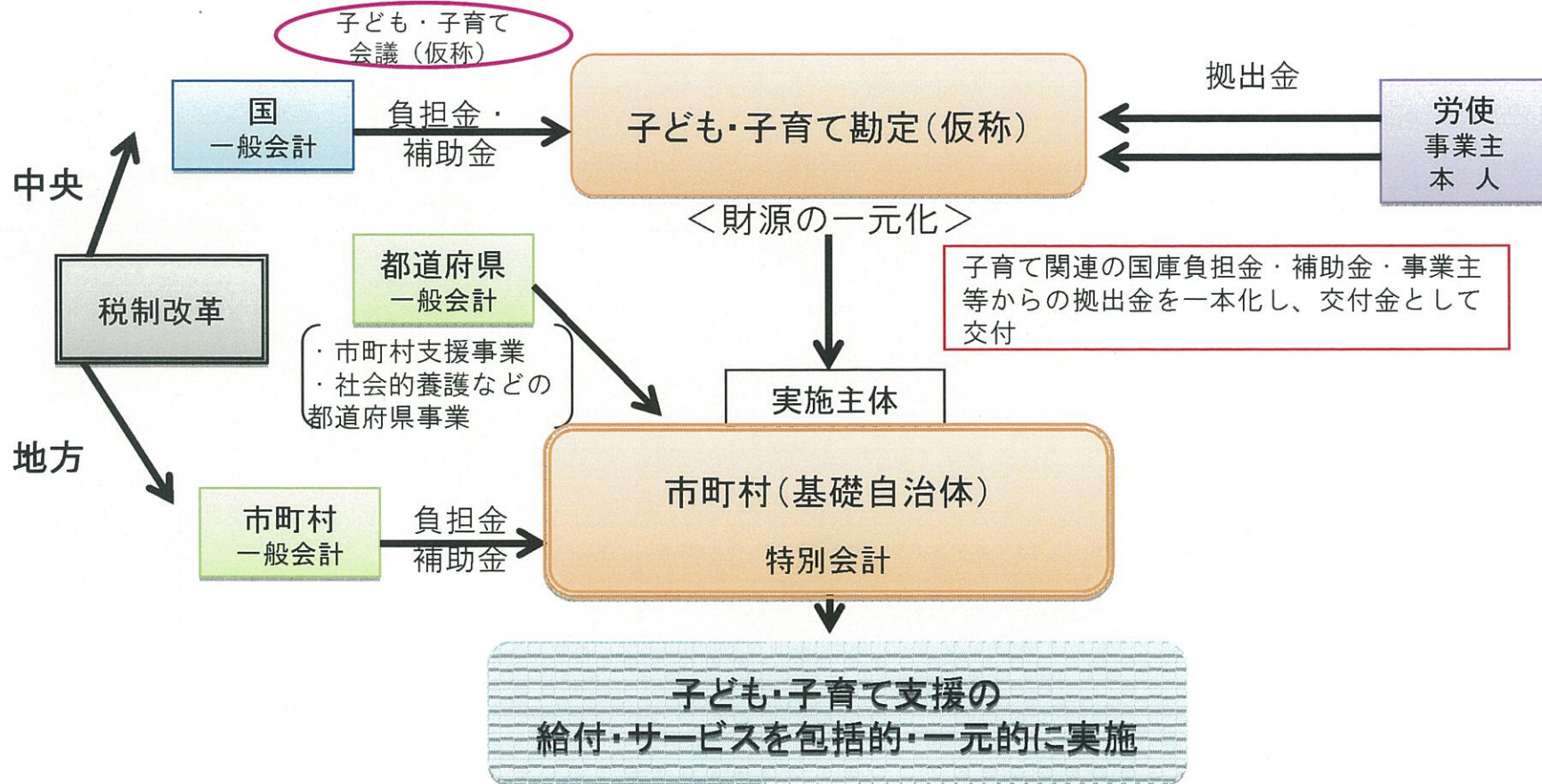
【方針】 以下の方針のもとに、制度を構築

- ◆ 子ども・子育てを社会全体で支援
- ◆ 利用者(子どもと子育て家庭)本位を基本とし、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供
- ◆ 地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現
- ◆ 政府の推進体制の一元化

【新システムとは】 以下のような新システムを実現

- ◆ 政府の推進体制・財源の一元化
 - ◆ 社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担
 - ◆ 基礎自治体(市町村)の重視
 - ◆ 幼稚園・保育所の一体化
 - ◆ 多様な保育サービスの提供
 - ◆ ワーク・ライフ・バランスの実現
- 23年通常国会に法案を提出、25年度の施行を目指す
- ※ 恒久財源を確保しながら25年度の本格施行に向けて段階的に実施
 - ※ 待機児童解消対策、現金・現物給付の一体提供など、23年度から実施できるものは前倒して実施
 - ※ 成長戦略策定会議等との連携
 - ※ 子ども・子育て包括交付金(仮称)をはじめ具体的な制度設計に当たっては、実施主体である地方が新システムを円滑に施行できるよう地方の意見を反映するとともに、地域主権戦略会議が進めている一括交付金の制度設計や国と地方の協議の場での議論との連携

制度設計のイメージ



給付のイメージ

すべての子ども・子育て
家庭を支援する給付

個人給付

- 現金給付・・・子ども手当
- 現物給付・・・一時預かり、妊婦健診 等

市町村事業

- 乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業、児童館 等
- 新システムの事業として市町村の独自給付

両立支援・保育・
幼児教育給付（仮称）

産前・産後・育児休業給付（仮称）

幼保一体給付（仮称）

- こども園=幼保一体化
- 多様な保育サービス

小規模保育サービス、短時間利用者向け保育サービス、早朝・夜間・休日保育サービス、事業所内保育サービス、広域保育サービス、病児・病後児保育サービス 等

放課後児童給付（仮称）

こども園(仮称)のイメージ

● 幼稚園・保育所の一体化

幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い(保育に欠ける要件の撤廃等)、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供するこども園(仮称)に一体化。

● 給付の一体化

幼保一体給付(仮称)による財政支援

● 機能の一体化

- ・ こども指針(仮称)の創設(幼稚園教育要領と保育所保育指針の統合)
 - すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障。家庭における子育て・教育にも資する。小学校学習指導要領との整合性・一貫性の確保。
- ・ 資格の共通化を始めとしたこども園(仮称)としての機能の一体化の推進

● 多様な事業主体の参入

学校法人、社会福祉法人、株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入が可能。

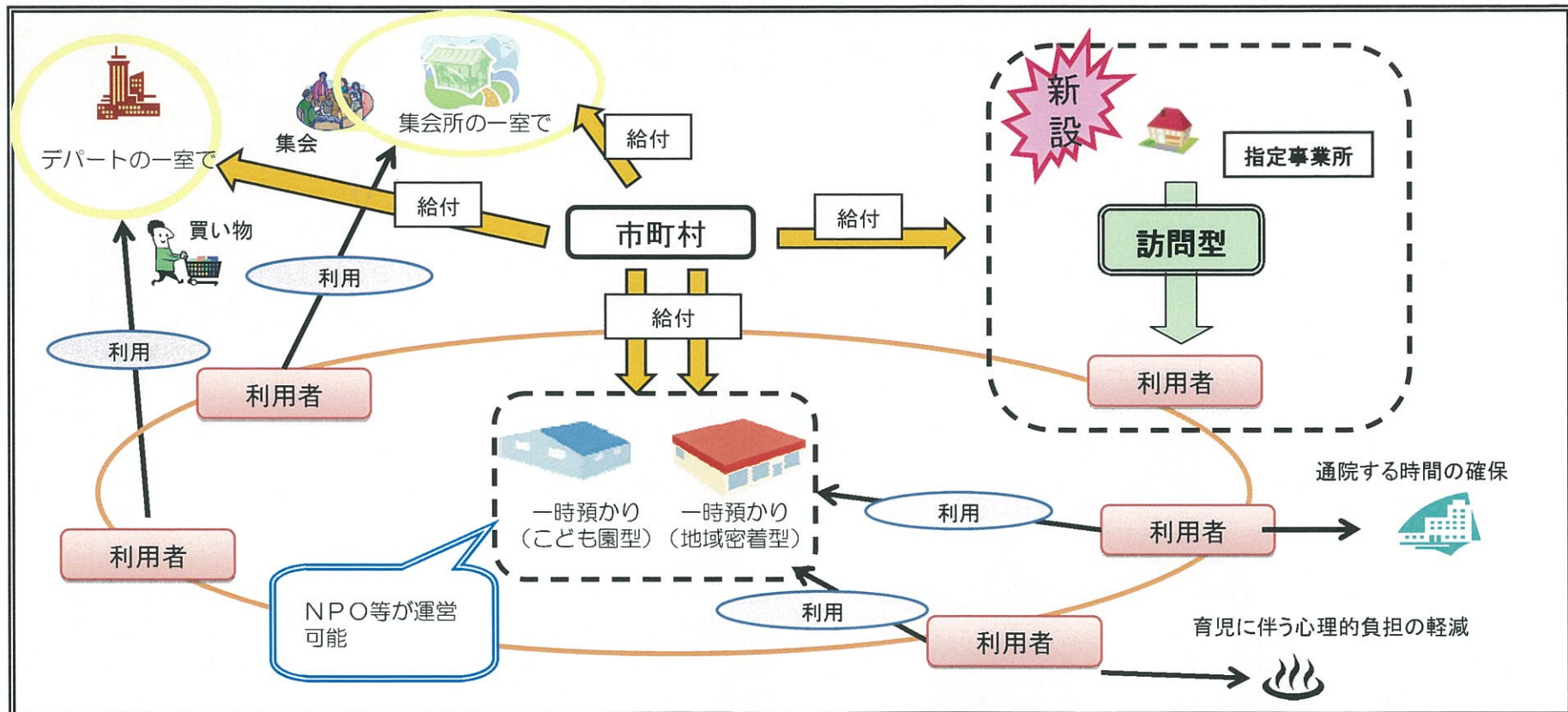


(参考) 一時預かり(イメージ)

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、こども園(仮称) その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う。
- 市町村の他、NPO等も主体として活躍。

リフレッシュ、
社会的事由 等

専業主婦家庭含め、すべての子育て家庭における
様々なニーズに対応



各案のイメージ図の比較

(平成25年)

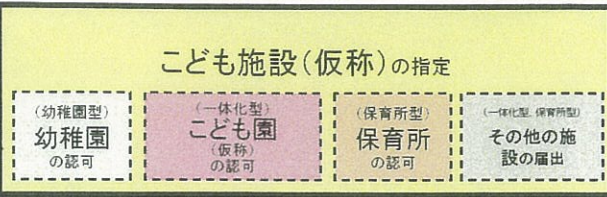
(平成35年)

(案1)

指定施設

こども施設(仮称)の指定

設置手続

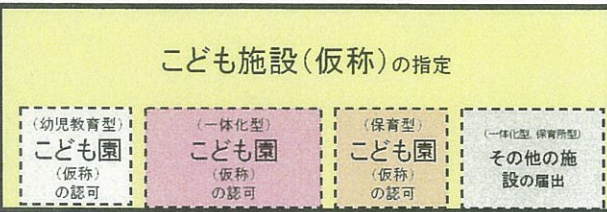


(案2)

指定施設

こども施設(仮称)の指定

設置手続

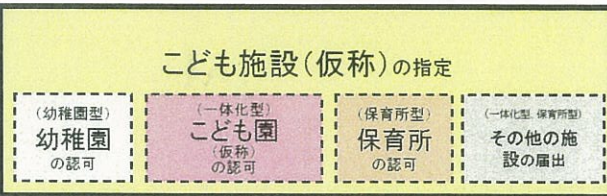


(案3)

指定施設

こども施設(仮称)の指定

設置手続

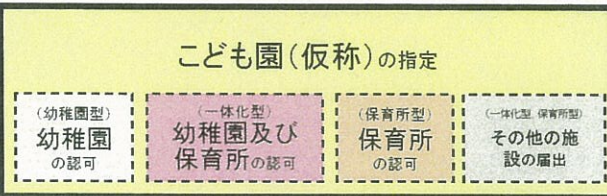


(案4)

指定施設

こども園(仮称)の指定

設置手続



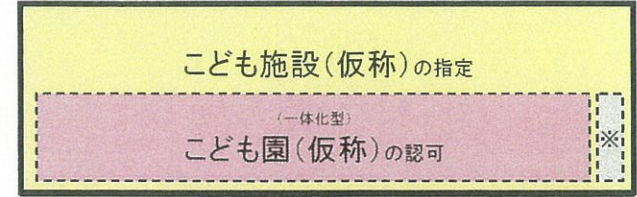
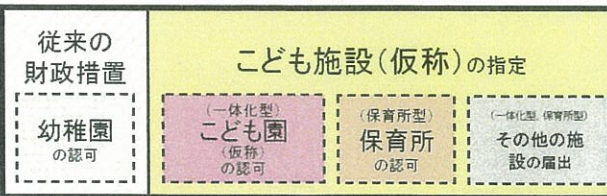
(案5)

指定施設

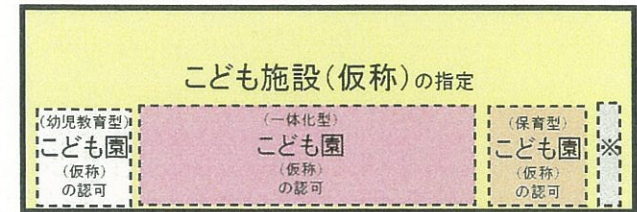
従来の
財政措置

こども施設(仮称)の指定

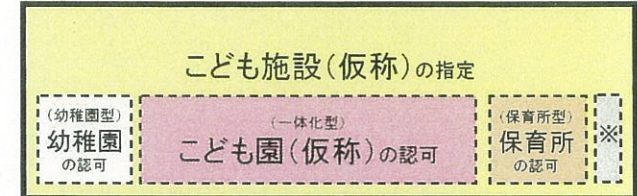
設置手続



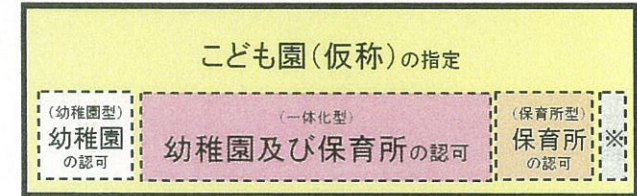
※その他の施設の届出(一体化型 保育所型)



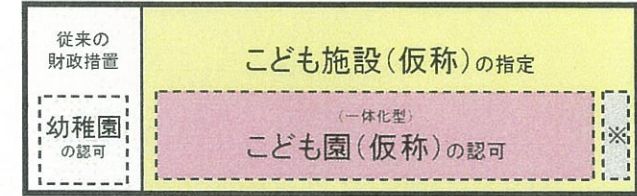
※その他の施設の届出(一体化型 保育所型)



※その他の施設の届出(一体化型 保育所型)

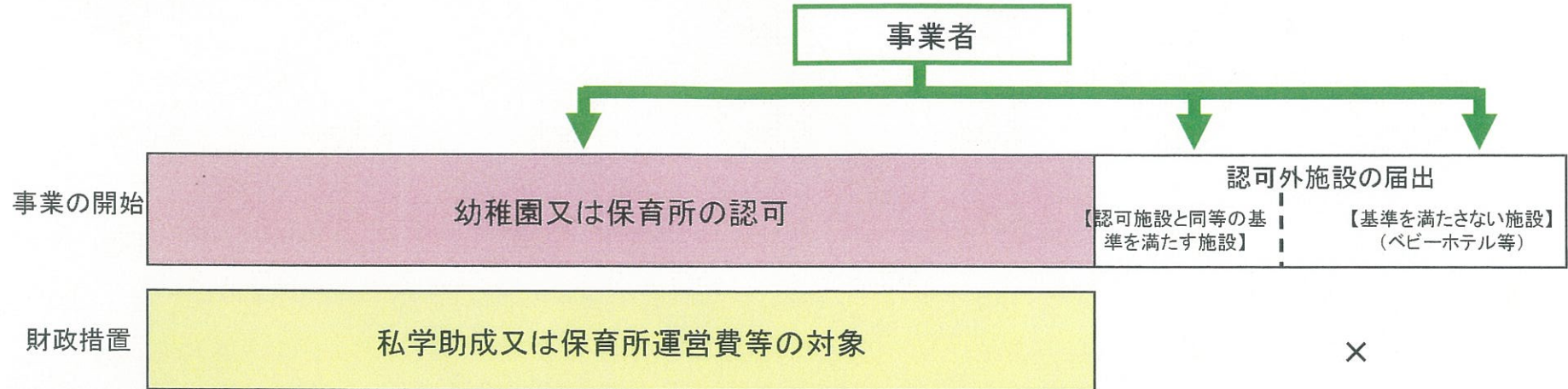


※その他の施設の届出(一体化型 保育所型)

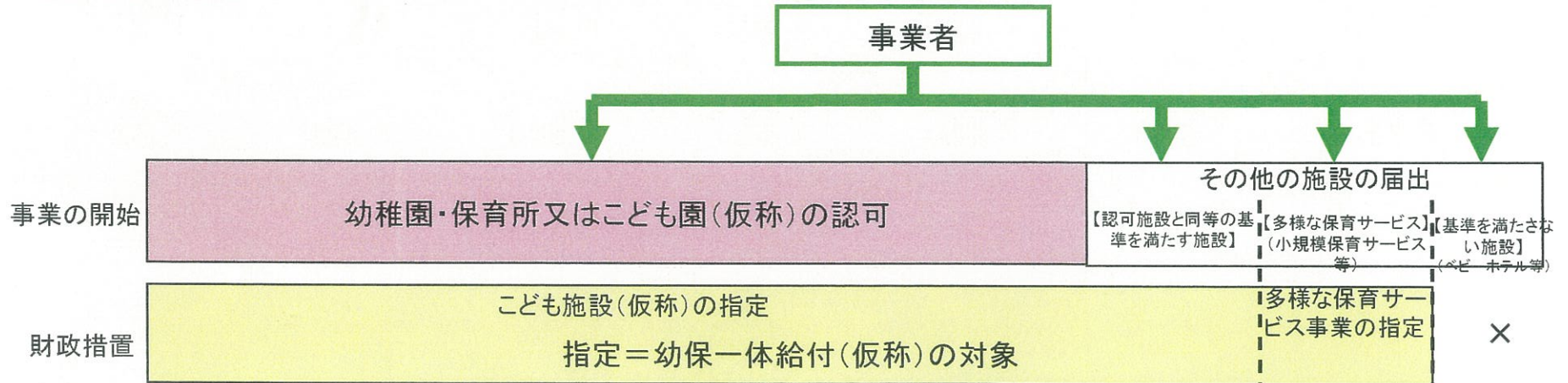


※その他の施設の届出(一体化型 保育所型)

【現行制度】



【新たな制度】



(注) 学校法人や社会福祉法人が設置・運営する認可施設については、法人に対する経営の関与及び撤退の制限を通じて、地域における幼児教育・保育の安定的な提供が担保されていること等に着目して、税制上の優遇措置が講じられている。

1. 現行制度

- 現行制度においては、事業を開始するときは、事業の適正性を担保するため、行政庁の認可又は届出を必要としており、施設内で虐待が行われるなど事業内容が不適正なときは行政命令の対象となる。
 - ア 幼稚園又は保育所を設置するときは、行政庁の認可を受ける。
 - イ 認可外の保育事業を実施するときは、行政庁に届出を行う。
- 認可を受けた幼稚園又は保育所については、財政措置(私学助成、保育所運営費等)が講じられる。
- 認可外の保育事業については、最低基準を満たすもの、満たさないもの、いずれについても、財政措置はない。
- このように、現行制度においては、認可と財政措置がセットとなっている。

2. 新たな制度

- 新たな制度においても、事業を開始するときは、事業の適正性を担保するため、行政庁の認可又は届出を必要とし、施設内で虐待が行われるなど事業内容が不適正なときは行政命令の対象とする。
 - ア 幼稚園、保育所又はこども園(仮称)を設置するときは、行政庁の認可を受ける。
 - イ その他の保育事業を実施するときは、行政庁に届出を行う。
- 新システムにおいては、指定制を導入し、客観的基準を満たした施設については、認可の有無に関わらず、財政措置(幼保一体給付(仮称))の対象とする。
- また、小規模保育サービス等多様な保育サービスについても、幼保一体給付(仮称)の対象とする。
- このように、新システムにおいては、認可の有無に関わらず、基準を満たした施設や多様な保育サービスが財政措置(幼保一体給付(仮称))の対象となる。